

一般質問

・自転車への交通反則通告制度施行
に向けた対応について
・障害者優先調達推進法の取り組み



阿形 昭

問 令和8年4月から、16歳以上による自転車の交通違反に、反則金納付を通告できる交通反則通告制度（青切符）が始まります。例えば、携帯電話を使用しながら運転する「ながら運転」は、反則金1万2千円。並んで走行する並進禁止違反は3千円となっています。取り締まりは警察の役割ですが、自治体の行う役割は何か伺います

答 本市では、4月からの新しい制度について、市民に周知する必要性を感じています。ホームページやLINEなどを活用し、反則金制度の内容や違反の具体例を周知することで、利用者の理解促進に努めてまいります。また、広報おまえざきによる周知や、交通安全運動に合わせてのチラシ配布についても、今後実施していくたいと考えております。

問 障がいのある方が地域で暮らしが続けていくためには、安定した収入を得られる就労の機会を確保することが不可欠で

上による自転車の交通違反に、反則金納付を通告できる交通反則通告制度（青切符）が始まります。例えば、携帯電話を使用しながら運転する「ながら運転」は、反則金1万2千円。並んで走行する並進禁止違反は3千円となっています。取り締まりは警察の役割ですが、自治体の行う役割は何か伺います

答 本市では、年度ごとの調達目標額を設定した「御前崎市障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、ホームページ等で公表しています。加えて、全庁的に調達に努めるよう取り組んでおります。このような中、令和6年度の障害者就労施設等からの調達実績総額は319万円で、令和5年度の311万円を上回ることができました。なお、実績を伸ばした主な部署は、病院管理課、消防総務課、福祉課であります。本市としましては、今後も本法律に基づき、府内一丸となり取り組みを継続し、障がいのある皆様の自立と社会参加を力強く支援してまいります。

す。その実現には、障がい者の雇用を支援する制度の整備に加えて、障害者就労施設が継続的に仕事を受けられる環境整備が大切です。そのような背景から平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行されました。本市の取り組み状況を伺います

答 本市では、年度ごとの調達目標額を設定した「御前崎市障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、ホームページ等で公表しています。加えて、全庁的に調達に努めるよう取り組んでおります。このような中、令和6年度の障害者就労施設等からの調達実績総額は319万円で、令和5年度の311万円を上回ることができました。なお、実績を伸ばした主な部署は、病院管理課、消防総務課、福祉課であります。本市としましては、今後も本法律に基づき、府内一丸となり取り組みを継続し、障がいのある皆様の自立と社会参加を力強く支援してまいります。

す。その実現には、障がい者の雇用を支援する制度の整備に加えて、障害者就労施設が継続的に仕事を受けられる環境整備が大切です。そのような背景から平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行されました。本市の取り組み状況を伺います

答 本市では、年度ごとの調達目標額を設定した「御前崎市障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定し、ホームページ等で公表しています。加えて、全庁的に調達に努めるよう取り組んでおります。このような中、令和6年度の障害者就労施設等からの調達実績総額は319万円で、令和5年度の311万円を上回ることができました。なお、実績を伸ばした主な部署は、病院管理課、消防総務課、福祉課であります。本市としましては、今後も本法律に基づき、府内一丸となり取り組みを継続し、障がいのある皆様の自立と社会参加を力強く支援してまいります。

一般質問

・御前崎ケーブルテレビ会社との伝送路
改修工事負担金契約について
・リニア中央新幹線工事について



福田伸次

問 リニア中央新幹線工事のスケジュール、管理フロー、要対策士、補償について伺う

答 工事のスケジュールについて、まず先進坑は12月6日現在、県境まで171メートルの地点まで進んでいると報告を受けております。東京電力リニアブルパワーの発電所停止期間は「大井川利水流量調整協議会」で田代川第二発電所における水車改良工事に伴い、令和8年4月まで発電所を停止すると報告を受けております。田代川第二発電所停止期間終了までに調査が終了するか

が行うものであるため、答弁は控えさせていただきます。田代川発電所停止期間終了までに調査が終わらない場合の対応は、令和7年5月27日の「利水関係協議会」でわらない場合は速やかに報告し、対応しては、現在特別委員会で継続審議中となっておりますので、私がその判断に対してもどのように考えられるかは現時点ではお答えできません。

答 管理フローは、令和7年11月5日の専門部会において薬液注入フローチャートが提示され、湧水低減措置の効果を評価してから掘削を実施することが示されています。要対策士については、関係法令等により県が対応していくものと認識しておりますので、答弁は控えさせていただきます。

答 補償については、県がトンネル工事により影響が生じた場合の対応についてJR東海と協議し、影響が生じた場合の補償や内容については流域市町が納得できる内容になるよう連携し対応しております。